

外 = 帰国旅費トシテ妻帯者 50円
独身者 30円支給、7.

但シ、臨時雇ヲモ含ム。

6. 日給及円以下ノ職工ニ対シ、
際ニ割増給セラルルヲ、

7. 毎年二回定期昇給セラルルヲ、

8. 残業歩増ノ改正、

9. 職工往復ノ配船ヲ改善セラルルヲ、

10. 今回ノ件ニテ犠牲者ヲ出ササルヲ、

(提出、大正10年6月22日、

回答期、" " 6月24日正午、

猶、同時刻迄ニ回答ナキ時、拒絶ノ意

備考、5月29日嘆願書提出。(内容

現ニ従事スル臨時職工ノ常
備ニ準ジテ本項規定ノ与テ給

ス。

6. 妻子ニ他扶養ノ義務ヲ負フ者
生計困難ト認めル者ニ限リ、日割

以テ、範囲ニ於テ、是円ヲ限ズル

相互ノ補給ノ方法ヲ取ルルヲ、

7. 毎年7回九月。診衛ノ上昇給ス。

但シ、特別者ニ、俸時翌昇給ヲ行フヲ、

8. 旧ニ復ス。

9. 改善ノ方法ヲトルヲ、

10. 承認ス。但シ、実行勸告軌ヲ進
ズルニテ、此限ニ非ズ。

(必要ナル人器同格ナリ。)

要求案。

10. 11. 11.

福岡炭坑。

1. 採炭賃ノ割値上、コト

2. 労傷金目未計算ヲ月々3回ニ入付セ

3. 直轄細屋坑夫死亡、場合各坑夫

一名ヨリ、10名宛ヲ出立セ救助スル

會社側ヨリ、同施スルコト。

4. 坑夫病氣、際ニ會社ヨリ金圓ヲ借

用スル便宜ヲ与ヘラセテコト。

解決案。

10. 11. 14.

1. 平均ノ割ノ方強値上、

2. 二回ニ実行スルベシ。

3. 要求ノ半額、5名宛ヲ分割ニ出立、

相互救済スル様同施スルベシ。

4. 坑夫病氣、實情ニ依テ、各坑夫

便宜ヲ与ヘルベシ。

以上。